

岩手県告示第 971 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり稗貫川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成 18 年 10 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 稗貫川漁業協同組合

(2) 住所 花巻市大迫町大迫第 13 地割 1 番地 3

2 漁業権の免許番号 内共第 27 号

3 変更の内容

第 4 条の表及び第 5 条の表中「稗貫郡大迫町」を「花巻市大迫町」に改める。

第 6 条の表やまめ(ひかり含む)の項中「15センチメートル」を「13センチメートル」に改め、同表うなぎの項中「50センチメートル」を「30センチメートル」に改め、同表いわなの項中「15センチメートル」を「13センチメートル」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成 18 年 10 月 13 日